

# 機器仕様書

## 1. 外観仕様

- (1) 自動証明写真機の大きさの目安は平面 1,700mm×2,000mm 以内、高さ 2,200mm 以内とする。看板・装飾部、電源接続部等は記載数値を上回ってもよいが、貸付面積は超えないこと。
- (2) 本体の配色等のデザインは、市役所本庁舎の美観を損なわないようなものとする。
- (3) 自動証明写真機の故障に伴う問い合わせ、苦情等についての連絡先を見やすい位置に明記すること。
- (4) 他の商品の宣伝を行うものでないこと。
- (5) 省エネルギーの機種を設置し、運用においても省エネルギーに配慮すること。

## 2. 機能仕様

- (1) 運転免許証の申請、履歴書の証明写真、在留カード交付申請、特別永住者証明書に関する申請、国外運転免許申請、旅券（パスポート）の発給申請、ビザ申請、及び個人番号カードの申請に使用する証明写真に対応可能であること。
- (2) 個人番号カードの個人番号カードの発行申請機能があること（（4）の要件に関わらず当該機能は、日本語のみの対応で可とする。）。
- (3) 車いす利用者が使用できる構造であること等、ユニバーサルデザインであること。
- (4) 日本語以外が母語の方も利用できるよう英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語での音声及び画面文字表示案内機能を有すること。
- (5) 撮影した写真を確認し、取り直しが可能であること。
- (6) 撮影した写真データをパソコンやスマートフォンにダウンロードできること。
- (7) 廃液・臭気等を伴わない写真撮影方式であること。
- (8) 1,000円札、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、10円硬貨の利用でき、お釣も対応していること。
- (9) 令和6年7月からの新札に対応しており、今後の新札、新硬貨に対応予定であること。
- (10) 領収書の発行機能を有していること。
- (11) 防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」日本自動販売機工業会作成に準拠し、犯罪防止に努めること。
- (12) 電子マネーへの対応は必須条件としない。

#### 4. 運用上の条件

- (1) 自動証明写真機稼働日、稼働時間中の保守メンテナンス連絡体制があること。
- (2) 遠隔リモート管理により保守対応等ができること。
- (3) 故障等があった際の速やかな初動対応及び復旧体制があること。
- (4) 利用頻度に応じた定期巡回を行い、消耗品の補充、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動証明写真機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。